

パブリックコメント手続 意見等及び回答

【案件名】交野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について

【意見等】 1. 本条例（案）に関する意見等 4件

2. 乳児等通園支援事業に関する意見等 9件 合計 13件

1. 本条例（案）に関する意見等

番号	意見等	回答
第9条（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）について		
1	「できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けた者でなければならない」と定めているが、できない場合は、要件を満たさない職員ばかりであっても認可可能なのか。	本規定は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第7条を踏まえて職員の一般的条件を定めるものです。 認可にあたっては、第22条（一般型乳児等通園支援事業の職員）及び第25条（余裕活用型乳児等通園支援事業の設備及び職員の基準）に規定する職員配置基準等も踏まえて判断する必要があると考えています。
第10条（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）について		
2	第2項に定める「資質の向上のための研修」は交野市が実施するのか。	こども家庭庁において研修資材が開発される予定です。当該資材を活用した研修を含め、職員に対する研修の機会は、各事業者における職場研修や、様々な機関が開催する職場外研修により確保されることを想定しています。
第11条（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）について		
3	「必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる」と定めているが、併設する保育施設の職員が十分確保されていない場合の兼任は職員への負担になる。	本規定は、事業に「支障がない場合に限り」併設する保育施設等の職員との兼任を認める規定であり、併設施設の運営に支障がない時間帯等の兼任を想定したものです。
4	設備は共有部分があるにしても、保育者は別枠の者と認識してほしい。	

2. 乳児等通園支援事業に関する意見等

番号	意見等	回答
1	一時預かり事業との違いは何か。	一時預かり事業は保護者のために「預かる」という考え方を基本とする事業です。一方乳児等通園支援事業は、こどもの成長のために「通う」という考え方を基本としています。 また、一時預かり事業は市町村が地域のニーズに応じ実施の判断をするのですが、乳児等通園支援事業は全国的な給付事業として制度化され、全ての市区町村で実施するものです。

番号	意見等	回答
2	市内保育施設は本事業を必ず実施しなければならないのか。	本事業の実施は保育施設等に義務付けられたものではありませんが、本市のニーズに応じた一定の受け皿を確保する予定としています。
3	本事業は時間単位で子どもを預かる「隙間保育」のような事業であり、通常保育の妨げになる。	本事業は子ども・子育て支援法に基づく給付事業として、令和8年度から全市区町村で実施する事業であり、こどもにとっては家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会を得られ、保護者にとっては保育士等と関わることにより孤立感・不安感の軽減等につながるという制度の趣旨をご理解ください。
4	本来の保育業務に支障をきたすと困る。	
5	給食提供について、時間単位で入れ替わる児童の食物アレルギーの対応を行うのが大変だ。また誤食チェックが保育士の負担となる。	給食提供を行うかどうかは事業者が判断することとなっておりますので、例えば、弁当を持参させるなどの対応も可能です。 なお、給食を提供する際の食物アレルギー対応は、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき実施する必要があります。
6	0歳6か月～1歳児までの預かりが大変だ。	受け入れの初期には親子通園を取り入れることが可能ですので、児童が施設に慣れるまで親子通園を求める等、円滑な運営を図るための対応も想定されています。
7	交野市が、ゆうゆうセンターや地域子育て支援センター内等で本事業を実施してはどうか。	ゆうゆうセンター等での子育て支援事業は、親子で遊んだり交流したり、子育ての相談をしていただく場所として運営しており、こうした現状を踏まえて、今後の本事業の動向や運用状況に鑑み検討してまいります。
8	利用料、利用時間など、詳細は誰がどうやって決めるのか。	令和8年度の利用料(保護者負担額)や利用時間の上限は、現在国において検討中です。 交野市としては、国が示した基準に基づいて市の基準を定める予定です。 なお、令和7年度の国の基準は下記のとおりです。 保護者負担額 標準 300円／時間 利用時間の上限 10時間／月
9	事前登録制か。	利用には事前登録が必要です。利用までの流れは下記のようになる予定です。 ①交野市に認定申請 →交野市が認定し利用者情報をシステムに登録 ②利用希望施設へ面談予約(電子システムで行う) ③面談実施 ④利用予約(電子システムで行う) ⑤利用

以上